

改 正 案	現 行
（最高速度） 第二十七条 最高速度のうち、自動車が高速自動車国道の本線車道又はこれに接する加速車線若しくは減速車線を通行する場合の最高速度は、次の各号に掲げる自動車の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 次に掲げる自動車 百キロメートル毎時 イ 大型自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。次号において同じ。）のうち専ら人を運搬する構造のもの ロ 中型自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。次号において同じ。）のうち、専ら人を運搬する構造のもの又は車両総重量が八千キログラム未満、最大積載重量が五千キログラム未満及び乗車定員が十人以下のもの ハ〜ヘ （略） 二 大型自動車のうち前号イに掲げるものの以外のもの及び中型自動車のうち同号ロに掲げるものの以外のもの 九十キロメートル	（最高速度） 第二十七条 最高速度のうち、自動車が高速自動車国道の本線車道又はこれに接する加速車線若しくは減速車線を通行する場合の最高速度は、次の各号に掲げる自動車の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 次に掲げる自動車 百キロメートル毎時 イ 大型自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。次号において同じ。）のうち専ら人を運搬する構造のもの ロ 中型自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。次号において同じ。）のうち、専ら人を運搬する構造のもの又は車両総重量が八千キログラム未満、最大積載重量が五千キログラム未満及び乗車定員が十人以下のもの ハ〜ヘ （略） （新設）

2 (略)	三 前二号に掲げる自動車以外の自動車 八十キロメートル毎時
2 (略)	二 前号イからへまでに掲げる自動車以外の自動車 八十キロメートル毎時